平成２４年（フ）第１８０号
千葉県白井市西白井４丁目７番地４
債務者　浦松　浩子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１８５号
千葉県白井市桜台２丁目16番８棟203号、住民票上の住所千葉県佐倉市ユーカリが丘１丁目３番12号
債務者　菊地　達也
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１９０号
千葉県印西市原山２丁目２番地３棟101号
債務者　相川　欣也
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１９７号
千葉県富里市七栄651番地457マルシンハイツＡ―202
債務者　畑　めぐみ
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１１９３号
愛知県豊明市新栄町２丁目113番地　Ｂ―ＦＬＡＴ―Ｎ棟202号
債務者　甲斐百合子（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２５１号
愛知県半田市成岩東町20番地の１　ドミール成岩５―Ｃ号
債務者　豊島　広布
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０３号
福岡県筑紫郡那珂川町大字成竹1078番地４
債務者　三原とみ子（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７４２号
福岡県宗像市日の里４丁目11番地15
債務者　濱崎　勝己
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７４３号
福岡県宗像市日の里４丁目11番地15
債務者　濱崎眞由美
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８３３号
福岡市博多区奈良屋町13番16―206号
債務者　渡邊江利香
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８３９号
福岡県古賀市駅東２丁目４番１号
債務者　山田　雅之
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８５２号
福岡市博多区吉塚本町３番14―801号
債務者　長尾　繁孝
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８８９号
福岡市博多区東比恵２丁目17番23―404号
債務者　江口　勝彦
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８９７号
福岡市南区清水１丁目18番５号
債務者　森　　天樹
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９０８号
福岡市城南区田島５丁目13番55号
債務者　宗　　泰裕
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９１７号
福岡市博多区諸岡２丁目７番26号
債務者　日高　陽子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部